

別記第3 保安距離
【危政令第9条第1項第1号】

危政令第9条第1項第1号に規定する「距離」（以下、「保安距離」という。）は、同号の定めによるほか、次によること。

- 1 保安距離が必要な対象施設（以下、「保安対象物」という。）は、次表4-3-1を参考とすること。

表4-3-1 保安対象物

保安対象物の区分	補足事項
(住居等) 【危政令第9条第1項1号イ】 口から二までに掲げるもの以外の建築物その他の工作物で住居の用に供するもの（製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。） ※ 保安距離 10 m	① 「住居の用に供するもの」とは、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅等をいい、いずれも棟全体が1の保安対象物となること。 ② 「住居」には、自炊厨房、火気器具を常備する宿直室等は該当しない。[S37.4.6 自消丙予発 44] ③ 住宅の用に供しない倉庫等は保安距離を必要としないものであること。[S37.4.6 自消丙予発 44] ④ 「その他の工作物」とは、台船、廃バス等で住居に用いられているものをいい、門、塀等は含まないこと。
(学校等の多数の人を収容する施設) 【危政令第9条1項1号ロ】 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設で総務省令（危規則第11条）で定めるもの ※ 保安距離 30 m	① 「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物等（学校の場合は教室、体育館、講堂等を、病院の場合は病室、手術室、診療室等をいう。）をいい、付属施設（運動場、倉庫、機械室等をいう。）とみなされるもので、かつ、独立しているものは含まない。[S37.4.6 自消丙予発 44] ② 「医療法第1条の5第1項に定める病院」とは、20人以上の患者の入院施設を有するものをいう。 ③ 「劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設」とは、観覧場、集会場等をいい、旅館、ホテル、百貨店等は該当しないこと。[S51.9.22 消防危 56]
(重要文化財等) 【危政令第9条1項1号ハ】 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物 ※ 保安距離 50 m	指定され又は認定された建造物の外側までの保安距離を有すること。
(高圧ガス等の施設) 【危政令第9条1項1号ニ】 高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設で総務省令（危規則第12条）で定めるもの (表4-3-2参照) ※ 保安距離 20 m	製造所等と高圧ガス施設との保安距離については、敷地の内外にかかわらず、原則として所要の距離が必要であること。 ただし、高圧ガス施設と製造所等とが不可分の工程にある場合、又は危険物及び高圧ガスの種類、周囲の地形、取扱いの実態等の状況から判断して危政令第23条の規定を適用しうる場合は、所要の距離をとらないことができる。[S38.10.3 自消丙予発 62] なお、位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合の例としては次の1又は2場合が考えられること。[H13.3.29 消防危 40] 1 ア及びイに適合している場合 ア 主な工程が連続していること。 イ 施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。なお、新たに隔壁を設置（保有空地内への設置は認められないこと。）する場合には、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。 2 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。

(高压架空電線) 【危政令第9条1項1号ホ】 使用電圧が7,000 Vを超え 35,000 V以下の特別高压架空電線 ※ 保安距離(水平距離) 3 m 【危政令第9条1項1号へ】 使用電圧が35,000 Vを超える特 別高压架空電線 ※ 保安距離(水平距離) 5 m	特別高压架空電線そのものまでに保安距離を必要とし、原則として政令第23条の規定は適用できないものとする。 [S52.11.29 消防危174]
---	--

〔共通事項〕

- 1 保安距離は危険物施設が保安対象物に対して保たなければならないものであり、保安対象物が危険物施設に対して保有すべきものではないこと。〔S41.2.12自消丙予発24〕
- 2 製造所が危政令第9条第1項第1号イからニまでに定める保安対象物と同一敷地内にあり、かつ、作業工程上これらと不可分な関係にあるものについては、その距離を減じても差し支えないこと。なお、高压ガス施設との保安距離については、平成13年3月29日消防危第40号によること。〔S37.4.6自消丙予発44〕

表4-3-2 高压ガス等の施設

施設	内容
危規則第12条第1号に規定する施設(高压ガス製造施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100m ³ 以上である設備を使用して高压ガスの製造をするための許可を受けた施設(第1種製造者(冷凍除く))
	冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が20 t以上のものを使用して高压ガスの製造をするための許可を受けた施設(第1種製造者(冷凍))
	圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日30m ³ 以上である設備を使用して高压ガスの製造するために届出した施設(第2種製造者(冷凍除く))
危規則第12条第2号に規定する施設(高压ガス貯蔵所)	容積1,000m ³ (10kg = 1m ³ で換算)を超える高压ガスを貯蔵するために許可を受けた貯蔵所(第1種貯蔵所)
	容積300m ³ (10kg = 1m ³ で換算)以上の高压ガスを貯蔵するために届出した貯蔵所(第2種貯蔵所)
危規則第12条第3号に規定する施設(液化酸素消費施設)	3,000kg以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費するために届出した消費施設
危規則第12条第4号に規定する施設(液化石油ガス販売所)	登録が必要な液化石油ガス販売所のうち300kg以上の貯蔵施設を有するもの

- 2 保安距離の算定は、製造所等と保安対象物との水平距離であって、次によること。

- (1) 製造所等が建築物内にある場合は、当該建築物の外壁の外側から、保安対象物の外壁等の外側までの間の距離であること。〔S37.4.6自消丙予発44〕(図4-3-1参照)

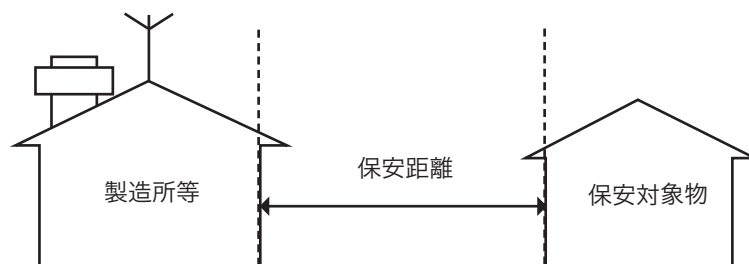


図4-3-1 保安距離の例(1)

- (2) 危政令第9条第1項第1号に規定する「これに相当する工作物」とは、製造所等又はその一部が屋外に設けられている場合であって、製造所等に付帯される設備又は装置、若しくはその直下の地盤面に設けられている囲い（危政令第9条1項第20号イの「防油堤」を含む。）等をいうものであること。（図4-3-2参照）

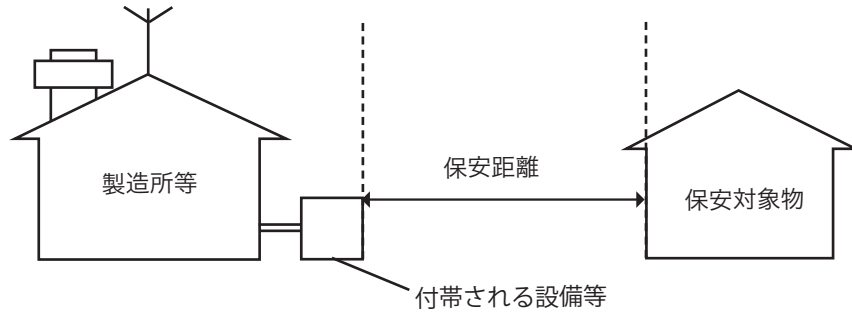


図4-3-2 保安距離の例(2)

- (3) 製造所等の外壁面から1m以上の突出している庇又は屋根がある場合は、当該庇又は屋根の先端からの距離とすること。〔S57.5.11消防危第57〕（図4-3-3参照）

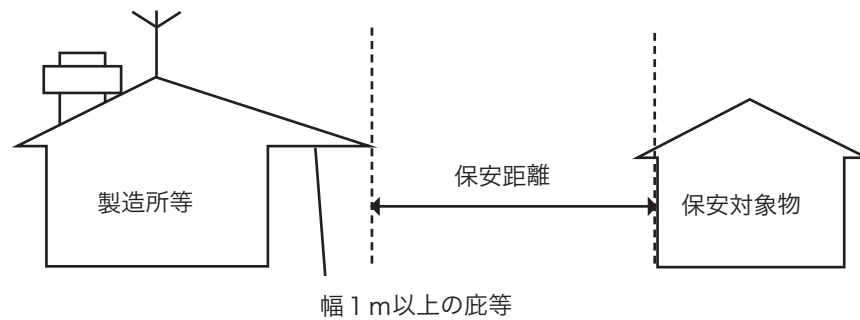


図4-3-3 保安距離の例(3)

- (4) 屋外タンク貯蔵所は、屋外貯蔵タンクの側板からの距離であること。〔S51消防予4〕（図4-3-4参照）

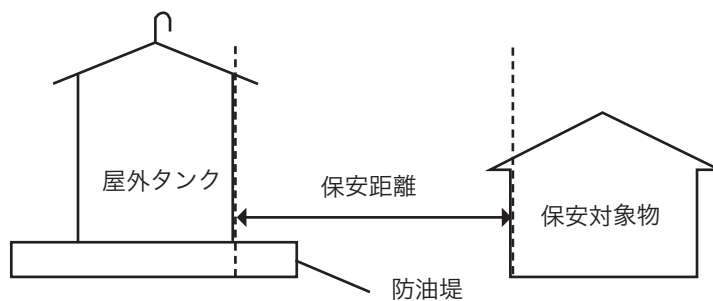


図4-3-4 保安距離の例(4)

- (5) 屋外貯蔵所は、周囲の柵等からの距離であること。(図4-3-5参照)

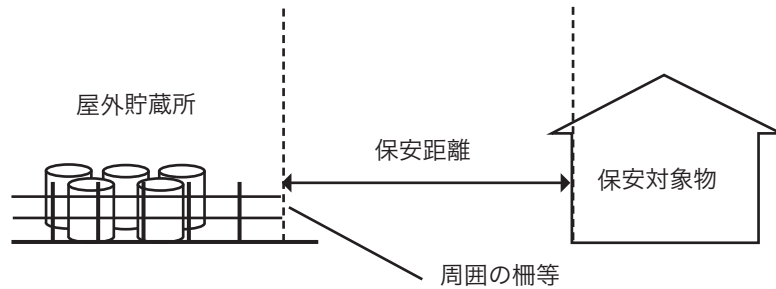


図4-3-5 保安距離の例(5)

3 保安距離の短縮

危政令第9条第1項第1号ただし書きに規定する「当該市町村長等が定めた距離」の取扱いは、関係者との十分な協議のうえ、次の事項により危政令第23条により取り扱うこと。

(1) 適用の際の留意事項

当該ただし書きの規定は、製造所等の設置の許可後において、周辺の保安対象物の事情により製造所等からの保安距離が確保できなくなった場合等の救済措置であることを鑑み、次によること。

ア 新たに設置する製造所等の設置許可に際し、当該ただし書きの規定を適用することは適当ではないこと。

イ 保安距離が定められた距離に多少不足するような場合における特例を定めたものであり、大幅に距離が不足する場合に適用することは適当ではないこと。

ウ 防火上有効な塀は、原則として開口部のない耐火構造であること。

エ 保有空地の幅が保安距離以上となるものについて、保安距離の短縮はできないこと。

(2) 防火上有効な塀の高さ (図4-3-6参照)

塀の高さ(h)は、次式により算出すること。ただし、 $H \leq PD^2/a$ である場合は、 h は2mで足りるものであること。

$$h = H - P(D^2 - d^2) \quad (\text{単位: m})$$

h : 防火上有効な塀の高さ

H : 保安対象物の軒高

a : 製造所等の高さの基準点 (表4-3-3参照)

d : 製造所等から防火上有効な塀までの距離

D : 製造所等から保安対象物までの距離

P : 係数 (表4-3-4参照)

表4-3-3 a : 製造所等の高さの基準点

区 分	保安対象物に面する部分の構造等	基準点 (a の高さ)
製造所・屋内貯蔵所・一般取扱所	耐火構造で造られた外壁で、開口部に特定防火設備が設けられているもの	地盤面から軒高まで
	耐火構造で造られた外壁で、開口部に特定防火設備が設けられていないもの	地盤面から開口部の下端まで
	外壁が耐火構造以外のもので造られているもの	0 (地盤面から)
製造所・一般取扱所	危険物を取り扱うタンク又は設備	地盤面から当該タンク又は設備の高さ
屋外タンク貯蔵所	貯蔵タンクの側面	地盤面からタンクの高さ
屋外貯蔵所	周囲に設けられた柵	0 (地盤面から)

表4-3-4 F : 係数

区 分	F の値
・住宅、学校、文化財等の建築物が木造であるもの ・住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造又は準耐火構造のもので、製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けられていないもの	0.04
・住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造又は準耐火構造のもので、製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けられているもの	0.15
・住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造のもので、製造所等に面する部分の開口部に特定防火設備が設けられているもの	∞

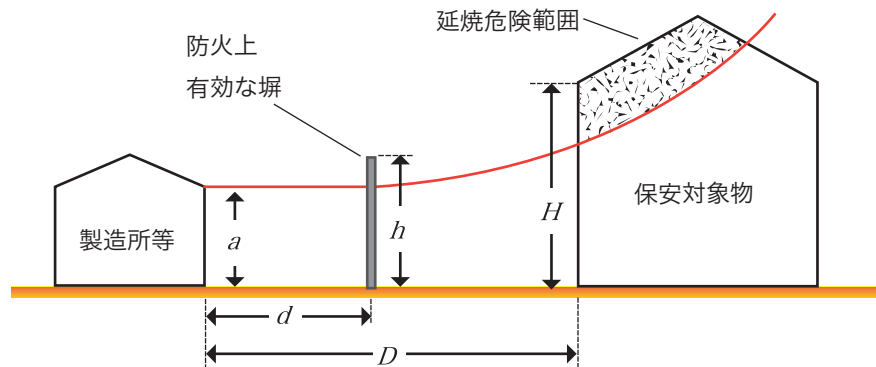


図4-3-6 防火上有効な塀の高さ

(3) 防火上有効な塀の幅 (図4-3-7参照)

塀の幅は、保安距離 (r) の範囲内にある保安対象物を有効に保護できる長さであること。

O_1 及び O_2 : 製造所等の外壁端

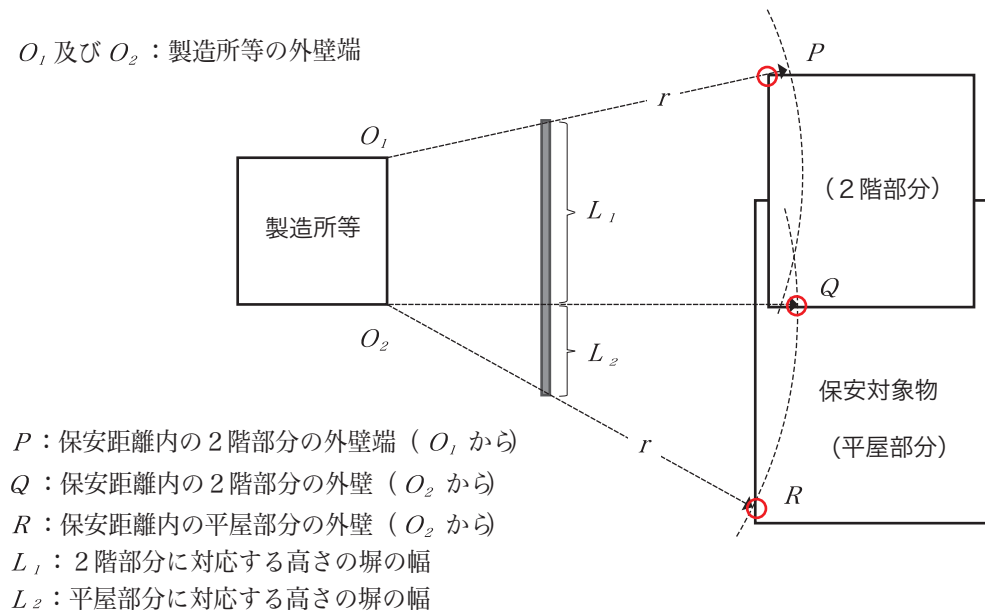


図4-3-7 防火上有効な塀の幅

(4) 防火上有効な塀の位置 (図4-3-8参照)

塀の位置は原則として、保有空地の外側に設けるものであること。ただし、製造所等の外壁を開口部のない耐火構造の壁として併用する場合はこの限りでない。

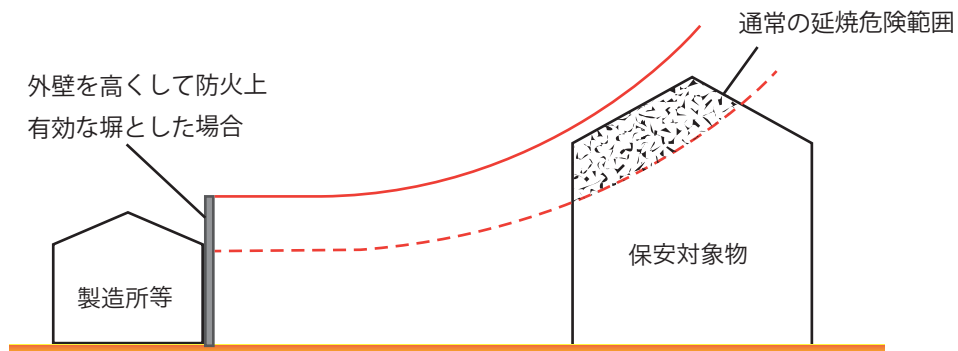


図4-3-8 防火上有効な塀の位置の例

